

## 委員会 NEWS

- ・ 駐車場法改正に係る要望書提出  
総務・調査経営・技術・法規合同委員会
- ・ (参考) 駐車場に関する法律改正等の概要

### 駐車場法改正に係る要望書提出

駐車場法改正案につきましては、今国会で審議中ではありますが、当協会といたしましては、総務・調査経営・技術・法規4委員長合同会議を2回(1/20、2/2)開催、下記の通り要望書を作成し、2月7日、国土交通省都市・地域整備局宛提出致しましたので、ご報告致します。

#### 記

#### 「駐車場法改正」についての要望

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は駐車場関連業務につきまして、一方ならぬご指導ご鞭撻を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、このほど、貴省におかれましては違法駐車取締り強化を目的とする改正道路交通法の施行を前に、自動二輪車の違法駐車についても駐車場への受け入れ態勢の整備を図って、取締り強化の基盤を形成するため、駐車場法の改正をご検討中のこととお伺い致しております。

今日、自動二輪車の違法駐車が社会問題化してきた要因の一つとして、現行の駐車場法において、自動二輪車が対象外となっていることが指摘されていることから、本改正については都市交通政策上大変意義のあるものと考えております。

しかしながら、既存駐車場について、本改正に伴う諸規定が遡及適用される場合には、四輪車と自動二輪車の混在が様々な安全管理上の問題を引き起こすことが今後確実に予想されます。

つきましては、貴省が駐車場法の改正をされるにあたりましては、下記事項についてご検討ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

### 1. 「自動二輪車を駐車場法の対象に追加すること」について

法の対象は、改正法施行後新設される駐車場のみとし、既存駐車場には適用しないことを明確にすること。

増改築への新法の適用については、著しい改変を加える場合に限定すること。

### 2. 駐車場法第15条（路外駐車場管理者の責務）について

仮に上記の措置が採ることができない場合には、法第15条第1項に「正当な理由のない限りその供用を拒んではならない」との責務が課されており、既存駐車場について技術基準に適合していないために自動二輪車受け入れに安全・管理上問題があるときは、「正当な理由」に該当するものであることを次の措置により明らかにすること。

法第13条に規定する路外駐車場管理規程に「安全・管理上問題があると路外駐車場管理者が認める場合には、自動二輪車の受け入れを拒むことができる」との条項を法第13条第2項第5号に規定する事項として定めることができる旨を施行通達、管理規程等により明確にすること。

法第15条第2項に規定する政令に基づく技術基準に自動二輪車に係わる事項を定める場合には、著しい改変を加える場合を除き、既存駐車場には遡及適用されない旨を明確に規定すること。

### 3. 自動二輪車の駐車場附置義務について

現行法では「一定の建築物の新築等について条例で駐車施設の附置を義務付けることができる」とあるが、現行の自動車附置義務駐車台数算定基準の枠の中で処理することとされたい。

### 4. 今後の課題について

政策的効果をあげるためには、既存駐車場への自動二輪車の受け入れ促進を図ることが重要と考えられる為、技術基準に適合するための改修工事実施に要する費用について、助成制度を検討されたい。

パーキングメーター、パーキングチケット設置場所に自動二輪車を駐車させることは交通警察においても当然検討中のことと考えるが、都市交通政策当局からも自動二輪車専用駐車場設置について検討するよう申入れをされたい。

いわゆるコインパーキング等自動二輪車の受け入れが比較的安全、かつ、容易に行うことができると思われる「青空駐車場」についても、自動二輪車の積極的受け入れが推進されるよう「非届出対象駐車場」に対する指導を強化するよう検討されたい。

以上